

日南市「食」の自立支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の高齢者等に対して配食サービスや他の食関連サービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行なったうえで計画的・有機的につなげて提供することにより、高齢者の健康保持及び自立生活を助長し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(サービスの利用調整)

第2条 市長は、対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及び家族等の希望等の情報を収集し分析するとともに、配食サービスや他の食関連サービス等のほか、地域住民が主体となった活動等も含めた社会資源の状況を勘案して、「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行うものとする。

2 市長は、定期的にサービスの実施状況、利用者の状況等を確認し、必要に応じサービスの再調整を行うものとする。

(サービスの種類)

第3条 この事業におけるサービスは、訪問配食サービス（以下「サービス」という。）とする。

(実施回数等)

第4条 サービスは、1週間に1回（朝食を除く。）以上の配食を行うものとする。

2 サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の状況によっては、必要に応じて1日に2食（昼食及び夜食）の配食を行なうことができるものとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、一部の事務を除き、サービスを事業者へ委託するものとする。

(受託者の責務)

第6条 委託を受けた事業者は、栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に食事を提供するとともに、訪問の際利用者の安否を確認し、健康状態等に異常がある場合には、関係機関への連絡等を行うものとする。

(休日)

第7条 サービスを実施しない日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月31日及び1月1日から1月3日まで
- (3) その他、市長が特に定めた日

(対象者)

第8条 この事業の対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(申請)

第9条 サービスを希望する者は、地域支援事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を調査の上サービスの提供の要否を決定し、地域支援事業利用（決定・否決・変更）通知書（別記様式第2号）により申請者及び市長の委託を受けサービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に通知しなければならない。

(変更の届出)

第11条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、地域支援事業利用変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は居所を変更したとき。
- (2) 利用しているサービスの内容を変更するとき。

2 前条の規定は、前項の申請書を受理した場合においてこれを準用する。

(サービス中止の届出)

第12条 利用者は、サービスを受ける必要がなくなったときは、地域支援事業利用中止届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(サービスの停止)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停止することができる。

- (1) サービスを受ける必要がないと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によりサービスを受けていたとき。

(3) 入院などにより2月以上継続してサービスを受けていないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前条又は前項の規定によりサービスの提供を中止又は停止したときは、速やかに地域支援事業利用（中止・停止）通知書（別記様式第5号）により、利用者及びサービス提供事業者には通知しなければならない。

（サービス利用に要する費用の負担）

第14条 利用者は、食材費及び調理費相当分を、別表第2に掲げる利用料として納付しなければならない。

- 2 前項の利用料は、市長が送付する納入通知書により、指定する期日までに納付しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（日南市「食」の自立支援事業実施要綱の廃止）

- 2 日南市「食」の自立支援事業実施要綱（平成12年制定）は、廃止する。

- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

対象者

市内に住所又は 居所を有する者	(1) 単身世帯、高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属するおおむね65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障害、傷病等の理由により食事の確保が困難なもの (2) 訪問型介護予防事業の対象者であって、低栄養状態を改善するために特に必要と認められたもの (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めたもの
--------------------	--

別表第2（第14条関係）

区分	金額
利用料	420円／食

別記

様式第 1 号（第 9 条関係）

地域支援事業利用申請書

年 月 日

日南市長 様

申請者 住所 日南市

(区名 :)

氏 名 印

電 話 —

地域支援事業サービスを利用したいので、下記のとおり申請します。

利用対象者	氏 名					性別	男・女
	生年月日	(大・昭) 年 月 日 (歳)					
	住 所	〒 — 日南市			電話	—	
要介護認定 申 請 等	1 認定結果 自立・要支援（１・２）・要介護（１・２・３・４・５） 2 認定申請中 3 認定申請をしていない						
利用を希望するサービスに○をしてください。（「食」の自立支援・訪問型介護予防配食）							
配 食 内 容	昼食： 月・火・水・木・金・土 夜食： 月・火・水・木・金・土 食数： 週 食						
申請理由							
同居家族 又は 緊急連絡先	氏 名	続柄	年齢	性別	緊急連絡先（居住地）		
			歳	男・女	()		
			歳	男・女	()		
			歳	男・女	()		
			歳	男・女	()		

地域支援事業利用（決定・否決・変更）通知書

年 月 日

様

日南市長



このことについて、下記のとおり（決定・否決・変更）しましたので、通知します。

記

利用対象者	氏 名			性別	男・女
	生年月日	(大・昭) 年 月 日 (歳)			
	住 所		電話	—	
決定の内容 (「食」の自立支援 ・ 訪問型介護予防配食)					
配食曜日	昼 食： 月・火・水・木・金・土 夜 食： 月・火・水・木・金・土 (週 食) 負担金： _____ 円／食 委託先： _____ 年 月 日()より開始				
その他					
【否決の理由】					

地域支援事業利用変更申請書

年 月 日

日南市長 様

申請者 住所 日南市

(区名：)

氏 名 印

電 話 ー

地域支援事業サービスの利用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

利用対象者	氏 名				性別	男・女
	生年月日	(大・昭) 年 月 日 (歳)				
	住 所	〒 ー 日南市			電話	ー
要介護認定 申 請 等	1 認定結果 自立・要支援 (1 ・ 2) ・要介護 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5) 2 認定申請中 3 認定申請をしていない					
変更を希望するサービスに○をしてください。(「食」の自立支援・訪問型介護予防配食)						
変 更 内 容		変更前		変更後		
	配食曜日	昼食： 月・火・水・木・金・土 夜食： 月・火・水・木・金・土 食数： 週 食		昼食：月・火・水・木・金・土 夜食：月・火・水・木・金・土 食数： 週 食		
		その他				
変更理由等						
同居家族 又は 緊急連絡先	氏 名	続 柄	年 齢	性 別	緊急連絡先 (居住地)	
			歳	男・女	()	
			歳	男・女	()	
			歳	男・女	()	
			歳	男・女	()	

地域支援事業利用中止届出書

年 月 日

日南市長 様

申請者 住 所
(区名：)
氏 名 ⑩
電 話 —

地域支援事業サービスの利用を中止したいので、下記のとおり申請します。

利用対象者	氏 名		性別	男・女
	生年月日	(大・昭) 年 月 日 (歳)		
	住 所	〒 — 日南市	電話	—
中 止 年 月 日		年 月 日		
利用を中止したいサービス		1 「食」の自立支援 2 訪問型介護予防配食		
中 止 し た い 理 由				

地域支援事業利用（中止・停止）通知書

年 月 日

様

日南市長 印

このことについて、下記のとおり（中止・停止）しましたので、通知します。

記

利用対象者	氏 名		性別	男・女
	生年月日	(大・昭) 年 月 日 (歳)		
	住 所	〒 —	電話	—
(中止・停止) 年月日		年 月 日		
(中止・停止) するサービス		1 「食」の自立支援 2 訪問型介護予防配食		
(中止・停止) 理由				